

大口町告示第64号

大口町立保育所等における乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年7月7日

大口町長 鈴木雅博

大口町立保育所における乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町立保育所において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、利用日時点において町内に住所を有する0歳6か月から満3歳未満のうち、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育施設に通っていない、又は在籍していない児童
- (2) 大口町乳児等支援給付認定等に関する規則（令和8年大口町規則第 号）に基づき、町長が対象児童と認定し交付した乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）を有している児童

(実施施設)

第3条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は大口町立北保育園とする。

(実施方法)

第4条 事業は、大口町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年大口町条例第45号）第20条第2項に定める一般型乳児等通園支援事業として実施するものとする。

(実施日)

第5条 事業を実施する日は、大口町立保育所の管理及び運営に関する規則（平成26年大口町規則第7号）第7条に規定する保育所の休日以外の日とする。

(利用時間)

第6条 対象児童の1月あたりの利用可能時間枠は10時間とし、当月分の未利用時間については翌月以降に繰り越すことはできない。

- 2 事業の利用可能時間は、午前 9 時から午後 3 時までとする。
- 3 利用する日午前 0 時以降に事業の利用を取りやめた場合又は遅刻、早退した場合は、予約した時間分事業を利用したものとみなし利用可能時間枠を消費する。

(利用定員)

第 7 条 利用定員は、3 人とする。

(対象児童の受入れ)

第 8 条 実施施設は、対象児童が当該施設において初めて事業を利用する場合にあつては、利用前に事前面談を実施し、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、当該児童の既往歴やアレルギーなどの特性、保護者の意向等を把握しなければならない。

- 2 実施施設は、対象児童の保護者に対し、あらかじめ利用可能日、利用時間、サービス内容、徴収する金額その他の利用の申込みにおいて事業の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該保護者の同意を得なければならない。

(利用料)

第 9 条 実施施設は、事業を実施するために大口町特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の利用者負担等に関する条例（平成 27 年大口町条例第 11 号）別表第 4 に定める利用料を対象児童の保護者から徴収するものとする。

(その他必要事項)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、大口町立保育所における乳児等通園支援事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。